が 1 者の定義 \mathcal{O} 明確化及び知的障が 11 行 政 \hat{O} 国の 対応拡充を求める意見

祉に関する法律で定義されている。 者は身体障害者福祉法で定義され、 精 神障 が 11 者は精神保健及び精神障害者福

ものの、 知的障が ビスを受けることのできる知的障が い者に関しては、 知的障害者福祉法で福祉サービスは規定されて い者の定義は規定されていない。 いる

要綱によって手帳が交付され、 及び精神障害者保健福祉手帳は、法律の規定に基づき交付され、 知的障がい者の療育手帳の制度は、 また、 身体障が ?い者、 精神障がい者、 制度が運営されている。 厚生事務次官通知に基づき、各都道府県知事等が定めた1律の規定に基づき交付され、制度が運営されているが、者、知的障がい者の手帳制度について、身体障害者手帳

て障がい ては、 が いる。 知的障が 知的障がいを伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳が交付されるが、。たとえば、自閉症の方への手帳の交付については、知的障がいがある 両方交付される場合があるとのことである。 の判定にも差が生じている。また、 いについては、 自治体により障がいの程度の区分に差があ 手帳交付も、 都道府県によって対応が異な ŋ, るが、都道府県によっがある場合は療育手帳 各判定機関に 都道府県に 2 ょ 7

障がい者が他の自治体に転居する場合には、 の負担となっている。 いこともあり、その場合は、 自治体によって、異なる要綱によって療育手帳の制度が運営され 改めて療育手帳 の交付を受ける必要があるなど、所持している療育手帳の継続使用 ている療育手帳の継続使用が認めら ていることによ 知的障が り、 い者な 知的

に基づく全国共通の施策として展開することを強く求める。 体によって異なっている判定の よって、 異なっている判定の在り方を踏まえ、国会及び政府におかれては、知的障が 知的障が 知的障がいて て法律で定義するとともに、 行政・手帳制度を、 法律の 規定

地方自治法第九十九条の 規定により意見書を提出する。

和 四年十二月十四 日

大分県議会議長 洗 吉 生

加岸尾細 田辻田 勝文秀博 信雄久之 殿殿殿殿

議 臣臣長長

労 総 働 理

厚内

参

藤